

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 12 件

鹿児島厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月31日から64年1月1日まで

私は、昭和53年4月1日から64年1月1日までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、昭和63年10月分から同年12月分の給与支払明細書を持っており、これにより厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元同僚の供述などから、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管する申立期間に係る給与支払明細書の写しを確認したところ、その形状や記載内容に不自然な点は無の上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、A社が、申立期間直前の昭和63年10月31日付けで適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、商業登記簿謄本では、当該事業所が全喪日以降も引き続き法人格を

有していることが確認できる上、当該事業所の元事業主の妻（申立期間当時の給与・社会保険事務担当者）及び元同僚が、64年1月7日ごろまでは営業していたと供述していることなどを踏まえると、当該事業所は申立期間中も、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給与支払明細書における厚生年金保険料の控除額から19万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立事業所が申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から54年3月まで

私は、昭和48年に近所の公民館で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を銀行で納付していた。また、国民年金保険料は、私が私の弟の分と一緒に納付しており、弟の保険料は納付済みであるのに私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年2月5日以降に払い出され、申立人は、市の国民年金被保険者名簿によると、同年3月18日に国民年金に加入していることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の市の国民年金被保険者名簿には、「口座振替57年1期から」と記載されているが、その弟の市の国民年金被保険者名簿には、「口座振替53年2期から58年4期まで」、「口座振替58年4期から59年1期まで」と記載されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料について、申立人が、その弟の国民年金保険料と一緒に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年9月まで

申立期間については、私が県外で働いている時期であったが、昭和46年に結婚する際、私の母親から「国民年金に加入して保険料も納めてあげた。」と言って年金手帳を渡された記憶があり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和46年11月29日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和46年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料を48年12月19日に過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 39 年 5 月までの期間、40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 52 年に結婚する際、私の母親から私の国民年金手帳と集金袋を渡され、「国民年金に 20 歳から加入して、保険料も支払っておいた。」と言われたことや、国民年金保険料は茶色の集金袋に入れていたことを憶えている。

国民年金保険料を納めたことを証明する集金袋は、平成 8 年ごろに市に回収されて所持していないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 2 月 23 日以降に払い出され、申立人の所持する国民年金手帳に記載された資格取得日は、同年 4 月 1 日であり、手帳の発行日は、同年 5 月 15 日であることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となるため、集金人に納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、当該期間直後の昭和 43 年 4 月以降は、検認印が押印されていることが確認できるものの、当該手帳の 42 年度検認記録欄には、検認印は無く、空欄となっていることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料は、納付されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金

の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 25 日から 30 年 8 月 23 日まで
② 昭和 31 年 9 月 27 日から 33 年 5 月 2 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、事業所退職後の昭和 33 年 10 月に脱退手当金が支給されているとの回答だった。私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人の資格喪失日から前後各 2 年間に資格を喪失した者 8 名の脱退手当金の支給状況を確認したところ、7 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和 33 年 10 月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は資格喪失日直後の昭和 33 年 5 月 7 日に重複整理されていることが厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、当該事業所での資格喪失後、当該事業所の加入期間だけでは脱退手当金の請求要件を満たさないために、申立期間①に係る事業所で取得した厚生年金保険の記号番号に統合する処理が行われたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 7 月 26 日に支給決定されている上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 29 日から 37 年 4 月 30 日まで
私は、結婚のため、申立期間に係る事業所を、昭和 37 年 5 月に退職したが、当時、事業所内で脱退手当金について友人、先輩等から話を聞いたことは無く、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人の資格喪失日から前後各 2 年間に資格を喪失した者 27 名の脱退手当金の支給状況を確認したところ、26 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る事業所の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 7 月 26 日に支給決定されていることが確認できるほか、申立人の被保険者台帳には、同年 6 月 19 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月9日から30年8月1日まで

私は、昭和26年9月から37年1月までの間、A社B支店のC営業所で正社員として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、当該事業所における私の厚生年金保険の資格取得日は30年8月1日となっており、申立期間中には加入記録が無いとしている。

私が申立事業所で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A社B支店のC営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が挙げた元同僚は、「申立事業所では、ほとんどの人が入社後すぐには厚生年金保険に加入させられておらず、しばらく経ってから加入させられていたと思う。中には、入社後、長期間加入していない人もいたと聞いたことがある。」などと供述している上、資格取得日が申立人と同一日（昭和30年8月1日）となっている元同僚3人から聴取した結果、いずれの者も昭和26年ごろに採用されたと証言していることなどを踏まえると、申立事業所においては申立期間当時、一部の従業員については、採用後、直ちには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所を統括するA社D支店では、申立期間当時の社会保険関係書類を保管していないとしているため、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年6月30日まで

私は申立期間中、A事業所B支所に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、申立期間中に交付された辞令を持っており、また、当時一緒に勤務していた元同僚の証言もあるので、私が申立事業所に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する辞令及び申立人が挙げた元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A事業所B支所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が挙げた元同僚は「私は、申立事業所に昭和18年4月1日から4、5年間勤務していた。」と供述しているものの、当該事業所に係る被保険者名簿には厚生年金保険の加入記録が無い上、申立人が挙げた他の元同僚14人中11人についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないことなどから、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所は昭和23年7月1日に全喪している上、当該事業所を引き継いだC事業所では、申立期間当時の関係資料は保存しておらず、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所及び関連する5事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名は

無く、整理番号の欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 5 日から 56 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、私が昭和 55 年 11 月 5 日から平成 16 年 6 月 16 日まで継続して勤めていた A 事業所(現在は、B 事業所)について、申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。

申立事業所での採用に際しては、幹部による面接があったことなどから、昭和 55 年 11 月 5 日から厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管する人事記録カードから、申立人が昭和 55 年 11 月 14 日に申立事業所に看護助手として採用され、以降、継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所における被保険者資格を申立期間及びその前後に取得し、かつ、前出の人事記録カードにより非常勤職員及び賃金職員としての採用年月日が確認できた 15 人の資格取得日を見ると、5 人は採用日と同一日となっている一方で、申立人が挙げた元同僚を含む残りの 10 人は採用日より 3 日後から 8 か月後となっていることが確認できること、申立期間当時、厚生年金保険関係事務を担当していた者が、「当時、すべての職員を翌年度も継続して雇用できる保証が無かったため、年度途中で採用された者については、社会保険への加入を見合わせる者もいた。」と供述していることなどを踏まえると、申立事業所では申立期間当時、一部の非常勤職員等については、採用後、直ちには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、B 事業所では、申立期間当時の社会保険関係資料は保存していないと

しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等については分からないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管する特殊台帳等の記録では、申立人が昭和53年4月以降、申立期間を含む56年3月までの国民年金保険料を継続して納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は、標準報酬月額を引き下げる訂正届を行ったことは無いので、申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、26 万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 12 年 12 月 25 日）の後の平成 13 年 1 月 29 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人が申立期間を含む昭和 58 年 4 月 1 日から現在まで、申立事業所において代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、平成 13 年 1 月 29 日付けの標準報酬月額に係る遡及訂正処理については、社会保険事務所からの説明は無く、そのような届出を行った覚えも無いとしている一方で、申立事業所は平成 10 年ごろから事業不振のため、社会保険料の納付が遅れがちとなっていたと供述している上、申立事業所の元従業員は、当該事業所では 12 年夏ごろから給与支給が遅滞するようになっていたところ、同年 12 月分の給与は会社から支払われなかったことを覚えている旨供述していることを踏まえると、申立事業所では上記の遡及訂正処理が行われた当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される

ところ、上記処理に関して、社会保険事務所が申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは認められないことから、会社の行為があったものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 11 年 10 月 31 日まで

今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私たち夫婦の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私の申立期間当時の給与等は月額 15 万円であり、この金額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できる資料もあるので、申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、15万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所でなくなった日（平成11年10月31日）の後の平成11年11月2日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿謄本では、申立期間を含む昭和63年1月8日から現在まで、申立人が取締役、その夫が代表取締役になっていることが確認できるとともに、申立人夫婦は共に、申立人自身が社会保険関係の届出事務を行っていたと供述している。

また、申立人夫婦は、平成11年11月2日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理については、「20年11月の社会保険事務所職員の訪問によって初めて知った。申立期間当時に保険料の滞納があったかは覚えていない。」としている一方で、「社会保険事務所から、社会保険料の納付が大変であれば事業所の適用を喪失し、2年後に戻る方法がある旨を聞いた。」などと供述しており、保険料の納付について社会保険事務所と協議していたことがうかがえる上、申立事業所は、

実際に適用事業所でなくなった日の2年後の13年11月1日に、再度、同一事業所名で適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人の夫は平成11年10月31日付けで健康保険任意継続被保険者となり、申立人がその被扶養者となっている上、当該健康保険の保険料決定時の標準報酬月額、申立期間の標準報酬月額の9万8,000円であることが確認できるとともに、健康保険任意継続に係る取得処理日が、標準報酬月額の遡及訂正処理と同一日の11年11月2日付けであることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理に関して、社会保険事務所が申立人夫婦の同意を得ずに、又は、申立人夫婦の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは認められないことから、会社の行為があったものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において取締役として社会保険関係事務の執行に当たっていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 11 年 10 月 31 日まで

今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私たち夫婦の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私の申立期間当時の給与等は月額 15 万円ほどであり、この金額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できる資料もあるので、申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、平成 9 年 11 月から 10 年 3 月までは 30 万円、同年 4 月から 11 年 10 月までは 15 万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所でなくなった日（平成 11 年 10 月 31 日）の後の 11 年 11 月 2 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿謄本では、申立期間を含む昭和 63 年 1 月 8 日から現在まで、申立人が代表取締役、その妻が取締役になっていることが確認できるとともに、申立人夫婦は共に、申立人の妻が社会保険関係の届出事務を行っていたと供述している。

また、申立人夫婦は、平成 11 年 11 月 2 日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理については、「20 年 11 月の社会保険事務所職員の訪問によって初めて知った。申立期間当時に保険料の滞納があったかは覚えていない。」としている一方で、「社会保険事務所から、社会保険料の納付が大変であれば事業所の適用を喪失し、2 年後に戻る方法がある旨を聞いた。」などと供述しており、保険料の納

付について社会保険事務所と協議していたことがうかがえる上、申立事業所は、実際に適用事業所でなくなった日の2年後の13年11月1日に、再度、同一事業所名で適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人は平成11年10月31日付けで健康保険任意継続被保険者となっている上、当該健康保険の保険料決定時の標準報酬月額、申立期間の標準報酬月額の9万8,000円であることが確認できるとともに、健康保険任意継続に係る取得処理日が、標準報酬月額の遡及訂正処理と同一日の11年11月2日付けであることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理に関して、社会保険事務所が申立人夫婦の同意を得ずに、又は、申立人夫婦の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認められないことから、会社の行為があったものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 15 日から平成 2 年 2 月 28 日まで
社会保険事務所では、私が申立期間に勤務していたA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は申立期間当時、申立事業所が外国へ貸し出す船に管理監督者として乗船しており、また、私が保管している平成 2 年度給与支払報告書には、平成元年に支払った社会保険料等の金額が記載されているので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管する平成 2 年度給与支払報告書、元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A社に勤務し、同社から給与が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、B社では、申立期間当時の人事記録、給与台帳、社会保険関係資料等は保存していないとして、申立人が申立期間当時、乗船していた船舶名はもとより、厚生年金保険等の加入状況、保険料の控除状況等についても不明であるとしている上、複数の元同僚から聴取したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、申立人の妻は、社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA社の被保険者資格を喪失した昭和 63 年 10 月 15 日付けで国民年金の第 1 号被保険者資格を取得し、以降、申立期間を含む平成 11 年 3 月 27 日まで国民年金保険料

を納付していることが確認できることから、申立人は申立期間中、厚生年金保険には加入していなかったものと推認される。

さらに、申立人の妻が保管する平成2年度給与支払報告書では、平成元年1月から同年12月までの社会保険料等の金額が、申立人の妻が納付済みとなっている当該期間の国民年金保険料額と、申立人が加入していたと推認される船員保険の疾病任意継続保険の保険料の合計額と概ね一致することが確認できる一方で、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とは大幅に相違していることが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間について、厚生年金保険及び船員保険の被保険者としての申立人の氏名が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 3 日から平成 10 年 12 月 16 日まで
私が、A社及び同社を合併したB社に勤めていた申立期間当時の給料は、月額約 30 万円から 70 万円であったのに比べ、社会保険事務所における厚生年金保険の標準報酬月額は低くなっている。

申立期間当時、申立事業所が保険料を滞納しており、その滞納額を減らすために、私の標準報酬月額を引き下げて実際より低額の保険料を納めたのではないかと思っている。

申立期間について、私がもらっていた給料に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所による保険料滞納などが原因で、自身の標準報酬月額が引き下げられているのではないかと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は確認できない上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、訂正等の形跡は確認できない。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が、平成 9 年 10 月から 10 年 9 月までは 28 万円、並びに同年 10 月及び 11 月は 22 万円と記録されているものの、公共職業安定所が管理する支給台帳にある「離職時賃金日額」（1 万 5,621 円）によると、申立人の離職日（平成 10 年 12 月 15 日）前の 6 か月間の平均賃金月額が約 46 万円となることから、申立人は、標準報酬月額に比べ、より高額な月収となっていたことが推認できる。

しかしながら、現存するB社は「給与は仕事量による歩合制で支払っている。仕事量は一定ではなく、時期によって増減があり、3月及び9月ごろの決算時期は特に仕事量が多い時期である。」と回答している上、申立期間当時の関係資料は保存しておらず、当時を知る者も残っていないため、保険料の控除状況等は不明としているなど、申立期間に係る実際の標準報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 5 月 4 日から 37 年 4 月 4 日までの間、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、同社が適用事業所となった日（35 年 8 月 1 日）から 36 年 12 月 1 日までの間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、申立事業所に入社して約 6 か月後、左手に大けがをし、労災事故として扱われたことがあり、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社（平成 8 年 10 月 18 日、B 社へ名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が挙げた元同僚の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間中も当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立事業所は平成 12 年 8 月 26 日に全喪している上、申立期間当時の元代表取締役は「申立事業所は平成 14 年に廃業し、関係資料は保存していない。」と供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立期間当時に勤務していた元同僚 5 人に照会したものの、聴取できたのは一人のみで、当時のことは何も覚えていないとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、供述等を得ることはできなかった。

さらに、前出の被保険者原票では、申立人が申立期間後の昭和 36 年 12 月 1

日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 6 月 25 日まで

私は申立期間中、A社（現在は、B社）のC事業所で勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所では、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間中、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述などから、申立期間当時、申立人がA社C事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、厚生年金保険法の施行が女性にも適用されることとなった昭和 19 年 10 月 1 日以前となる、16 年 6 月 26 日から 19 年 9 月 21 日までの間、旧姓での健康保険に係る被保険者資格が確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、社会保険庁のオンライン記録どおり、昭和 19 年 6 月 1 日資格取得、同年 9 月 21 日資格喪失との記録が確認できるのみである。

さらに、A社を引き継ぐB社本社では、申立人について、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 13 日まで在籍していたことは証明できるものの、A社C事業所に係る社会保険関係資料は保存しておらず、申立期間当時の厚生年金保険の

加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。